

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

第一 対象事件の見直し

一 長期間の審判を要する事件等の対象事件からの除外に係る改正規定を削るものとする。

(第三条の二関係)

二 否認事件についての対象事件の拡大

1 地方裁判所は、公訴事実等に争いがあると認める事件について、第一回の公判期日前において裁判所が指定する日までの間に被告人から請求があったときは、当該事件を裁判員の参加する合議体で取り扱う決定をしなければならないものとする。

2 1の決定があった事件は、裁判員の参加する合議体で取り扱うものとする。

3 1及び2は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(第二条第一項第三号及び第二条の二並びに附則第一項関係)

第二 裁判員等に対する説明

一 裁判長は、冒頭手続に引き続き、公開の法廷で、裁判員及び補充裁判員に対し、事実の認定は証拠によること、被告事件について犯罪の証明をすべき者、犯罪の証明がないときは無罪の言渡しをしなければならぬこと、事実の認定に必要な証明の程度その他必要な事項を説明するものとする。

二 裁判長は、被告人の最終陳述が終わった後、公開の法廷で、裁判員及び補充裁判員に対し、一の事項を説明するものとする。

三 裁判長は、一の説明に際して、裁判員及び補充裁判員に対し、一の事項を記載した書面を交付するものとする。

(第五十四条の二関係)

第三 死刑に処する判断に関する評決の要件の見直し

裁判員の参加する合議体において死刑に処する判断を行うには、その全員の意見が一致しなければならぬものとする。

(第六十七条第一項関係)

第四 心理的負担の軽減

裁判所は、裁判員及び補充裁判員並びにこれらの職にあつた者に対し、その職務の遂行により生じた心

理的な負担を軽減するため、最高裁判所規則で定めるところにより、適切な措置を講じなければならないものとする事。

(第百二条の二関係)

第五 守秘義務の見直し

一 裁判員及び補充裁判員の守秘義務違反に対する罰則から懲役刑を除き、罰金刑に限るものとする事。

(第百八条第一項関係)

二 裁判員又は補充裁判員の職にあつた者について、守秘義務違反として罰せられる行為を、職務上知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らす行為、評議の秘密のうち裁判官又は他の裁判員の意見を正当な理由がなく漏らす行為及び財産上の利益その他の利益を得る目的で正当な理由がなくその他の評議の秘密を漏らす行為に限定するものとする事。

(第百八条第二項及び第三項関係)

第六 検討

政府は、第一の二の施行後三年を経過した場合において、改正後の裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、裁判員の参加する裁判の制度が我が国の司法制度の基盤としてより重要な役割を果たすものとなるよう、所要の措置

を講ずるものとする。

(附則第六項関係)

第七 法制上の措置等

国は、この法律の施行後速やかに、検察官が保管する全ての証拠の開示を義務付ける制度並びに被疑者の取調べの状況等の録画及び録音を義務付けるとともにその取調べの際に弁護人の立会いを認める制度を導入するため、必要な法制上の措置その他の措置を講じなければならないものとする。

(附則第七項関係)

第八 その他

その他所要の規定の整理を行うこと。